

(2025.2 版)

e-Tax データ受付サービス (Zaimon) 利用規約



第1条 本規約の範囲

1. e-Tax データ受付サービス利用規約(以下、「本規約」といいます。)とは、足立成和信用金庫(以下、「当金庫」といいます。)が提供する e-Tax データ受付サービス(以下、「本サービス」といいます。)の利用に関して定めたものです。
2. 当金庫がお客さまからの利用申込に対して利用を承認し本サービスを提供する場合、本規約が適用されるものとします。なお、本サービスの内容に変更が生じた場合は、当金庫ホームページにてお知らせいたします。

第2条 提供するサービス

1. サービス内容

- (1) 本サービスは、国税庁が提供する e-Tax(国税電子申告・納税システム)にて電子申告済のお客さまの税務申告データおよび電子納税証明書などの電子的な情報(以下、「e-Tax データ」といいます。)を、お客さまの指示により、インターネットを介して当金庫に提出するサービスです。
- (2) 利用開始にあたっては、お客さまが本規約の内容を承諾した上で利用申込を経て、e-Tax 利用者識別番号(以下、「利用者識別番号」といいます。)の登録等、初期登録を実施するものとします。その後、お客さまが本サービスの画面に利用者識別番号および e-Tax 暗証番号(以下、「暗証番号」といいます。)を入力の上、所定の操作を行うことで、e-Tax データを当金庫に送信することができます。

2. 利用環境

本サービスを利用できるのは、インターネットに接続されている等、当金庫所定の環境を備えた端末(以下、「端末」といいます。)に限ります。ただし、当金庫所定の環境が備わっていても、お客さま個別の設定がなされている場合等の事情により利用できないことがあります。

なお、端末、端末の周辺機器、通信回線等、当金庫所定の環境を備えるために必要な一切の費用はお客さまのご負担となります。

3. 利用時間

本サービスの利用時間は、当金庫所定の時間内とします。ただし、当金庫は利用時間をお客さまに事前に通知することなく変更することができるものとします。なお、当金庫所定の時間内であっても、e-Tax の運用時間や、本サービスの提供に必要な設備の故障等により保守を行う場合等の事情により本サービスを利用できない場合があります。

第3条 本サービスの利用申込

お客さまが本規約の各条項を承諾の上、e-Tax の利用のために必要な利用者識別番号等所定の事項を記入した「e-Tax データ受付サービス(Zaimon)利用申込書」(以下「申込書」といいます。)の提出による利用申込をし、当金庫がこれを承認し所定の手続きを行

った時から、お客さまは本サービスを利用できるものとします。

第4条 本人確認

本サービスの利用時に、本サービスの画面に入力された利用者識別番号と暗証番号を本サービスの機能によって e-Tax に送信することにより、e-Tax へのログインが成功したことの確認が取れた時点で、当金庫はお客さま本人の意思による有効な取引として取り扱います。

第5条 代理人によるサービス利用

お客さまの税務申告を代理した税理士等(以下「税理士等」といいます。)が、株式会社 NTT データ(以下「NTT データ」といいます。)が別途税理士等に対して提供するサービス(以下「税理士用サービス」といいます。)を経由して、お客さまに代わって本サービスを利用することができます。なお、e-Tax の機能により、税理士用サービスにより当金庫に提出できる e-Tax データは、当該税理士等が電子申告を行ったものに限られます。

税理士等がお客さまに代わって税理士用サービスを経由して本サービスを利用する場合、NTT データが提供する税理士専用ホームページにアクセスし、初期登録を完了することにより代理送信が可能となります。申込手続きについてお客さまから委任を受けた税理士等の方のみ、お客さまの代理人として本サービスを利用できます。なお、当金庫は、税理士等が税理士用サービスを経由して、お客さまの利用識別番号および暗証番号を用いて本サービスを利用する場合、当該税理士等がお客さまから委任を受けた税理士等であるとみなします。また、この場合、前条の「本サービス」を「税理士用サービス」に、「お客さま」を「税理士等」に、それぞれ読替えて適用するものとします。

第6条 届出事項の変更等

1. 連絡先の届出

当金庫はお客さまに対して、本サービスに関する通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、申込書により当金庫に届け出た住所・電話番号等を連絡先とします。

ただし、お客さまが当金庫と預金、融資等の取引のために別途住所・電話番号等を届けている場合、申込書により届け出た住所・電話番号に代えてこれらを連絡先とすることができるものとします。

2. 届出事項の変更

当金庫に対する届出事項に変更がある場合、お客さまはただちに当金庫所定の手続きにより届け出るものとします。お客さまが届出を怠ったことにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

3. 通知等の到着

当金庫が本条第1項の連絡先に宛て通知・照会・確認を発信・発送し、または送付書類

を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

4. 本サービスを經由した書面等の交付

当金庫がお客さまに対して各種書面等を提出・交付・送付・通知する場合は、当該各種書面等を当金庫が本サービス上に掲示した時点で、お客さまに対して当該各種書面等の提出・交付・送付・通知が行われ、お客さまに当該各種書面等が到着したものとみなします。お客さまは、当金庫所定の方法により各種書面等を閲覧する義務を負うものとし、お客さまが当該各種書面等を閲覧しなかった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第7条 解約等

1. 都合解約

本サービスの利用は、当金庫またはお客さまどちらか一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、お客さまからの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。

2. 解約の効力

当金庫からの解約の効力は、お客さまに通知が到着した時点から発生するものとします。当金庫が前条第1項の連絡先に宛て解約通知を発送した場合には、これが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。お客さまからの解約の効力は、当金庫所定の方法により当金庫が解約処理を行った時点から発生するものとします。

3. 他の取引の解約

お客さまが当金庫との預金、融資等の取引を解約した場合においても、本サービスの利用の解約を所定の方法により行わない限り、本サービスの解約の通知はなかったものとします。

4. 本サービスの利用停止

お客さまに以下の各号の事由がひとつでも生じたときには、当金庫はいつでも、お客さまに通知することなく、本サービスの利用の全部または一部を停止することができるものとします。

- (1) 当金庫所定の期間、本サービスの利用がない場合。
- (2) 当金庫が前条第1項の連絡先に宛てた連絡等が不着になった場合。
- (3) お客さまと当金庫との取引約定(預金、融資ほか、本サービス以外の約定を含む)に違反した場合等、当金庫が本サービスの停止を必要とする相当の事由が生じた場合。

5. 本サービスの強制解約

お客さまに以下の各号の事由がひとつでも生じたときには、当金庫はいつでも、お客さ

まに通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。

- (1) 電子交換所の取引停止処分を受けた場合。
- (2) 支払の停止もしくは破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申し立てがあった場合、またはその準備を行った場合。
- (3) お客さまの財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合。
- (4) 前 3 号のほか、お客さまの信用状態に重大な変化が生じたと当金庫が判断した場合。
- (5) 解散その他営業活動を休止した場合。
- (6) 申込書または本規約に定める届出(変更の届出を含みます。)につき、届出または記載の義務を怠ること、または虚偽の記載内容であることが判明した場合。

第 8 条 規約の変更

1. 当金庫は、次の場合に本規約を変更できるものとします。
 - (1) お客さまの一般の利益に適合する場合。
 - (2) 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動、その他の事情に照らして、本規約の変更が合理的である場合。
2. 本規約の変更は、変更後の規約の内容および効力発生日をインターネットその他適当な方法で公表し、効力発生日から変更後の本規約の効力が発生するものとします。
3. 第 1 項第 2 号による変更の場合、前項の公表と効力発生日の間には、1 か月以上の相当な期間を置くものとします。

第 9 条 外部連携サービスの利用、業務委託の承諾

1. 外部連携サービスの利用の承諾

当金庫は、本サービスの提供にあたり、一部の機能について NTT データが当金庫との契約により当金庫に提供する e-Tax データ受付サービス(以下「外部連携サービス」といいます。)を利用します。

本サービスの利用にあたり、お客さまは以下の各事項について異議なく承諾することとします。

- (1) 利用者識別番号、および当金庫がお客さまを識別するための番号等の情報が NTT データに提供されること。
- (2) 本サービスの画面に入力される情報、本サービスにより当金庫に提出する e-Tax データを NTT データが取り扱うこと。
- (3) e-Tax へのログインの手順が外部連携サービスにより行われること。
- (4) NTT データが外部連携サービスの提供にあたりその業務を第三者に委託すること

があること、またこの場合、その業務遂行に必要な範囲で当該第三者にお客さまの情報が提供されること。

- (5) ポータルサイトに登録済のデータで、本サービス経由で当金庫に提出する e-Tax データとお客さまを関連付けるための情報(ログイン ID、企業住所、電話番号、代表口座番号等)を NTT データに提供すること。

2. 受付等の業務の委託への承諾

当金庫が任意に定める第三者(以下「委託先等」といいます。)に、利用申込の受付、利用申込の承認、本サービスの利用開始に必要な所定の手続きの一部または全部を委託し、本サービスの提供に必要な範囲でお客さまに関する情報を委託先等に開示することができるものとし、お客さまはこれについて異議なく承諾することとします。

3. システム運用・保守の委託への承諾

当金庫は、委託先等に、本サービスを構成している各種サーバシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、お客さまはこれについて異議なく承諾することとします。

第 10 条 免責事項

1. 本人確認手段の不正使用等

第 4 条の定めにより本人確認手続きを経た後に行った一切の取引について、当金庫はお客さま本人の取引とみなし、利用者識別番号、暗証番号の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

なお、当金庫は暗証番号を e-Tax へのログイン以外の目的で使用しません。本サービスの画面に入力された暗証番号はお客さまのサービス利用終了後ただちに破棄し、保存しません。また、暗証番号を当金庫の役職員が直接お客さまに尋ねることはありません。

2. 通信手段等の障害等

通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットおよびコンピューター等の障害等、当金庫の責によらない事由により本サービスが利用できない場合であっても、当金庫は責任を負いません。

3. 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当金庫の責によらない事由により、利用者識別番号、暗証番号、e-Tax データ、その他の情報等が漏洩しても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

4. 通知等の延着・未着

当金庫が第 6 条により通知・照会・確認等を実施する際に、電子的な送信、または書類

等で通知・照会・確認等を発送したが、延着または未着であった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

5. 郵送上の事故

当金庫が第 6 条によりお客さまに通知・照会・確認等を実施する際に、郵送上の事故等、当金庫の責によらない事由により第三者が本サービスにかかる情報等を知ったとしても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

6. その他

(1) お客さまが届け出た書面等を、当金庫が相当の注意をもってお客さま本人によるものと認めて取り扱いを行った場合は、それらの書面等につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 当金庫は、所定のブラウザソフトの内容、状態、作用等について、お客さまに対して、何らの保証をするものではありません。

(3) 当金庫はお客さまに対して、本サービスへの接続、利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。

(4) 当金庫の責に帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについては、お客さまが一切の責任を負うものとし、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫の責に帰すべき事由がある場合における当金庫の損害賠償責任は、当該事由に起因して現実が発生した直接損害に限ります。当金庫はいかなる場合であっても、逸失利益、間接損害、特別損害、その他お客さまに生じる一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。

(5) 本規約の他の条項に関わらず、災害、事変、裁判所等公的機関の措置、通信業者やその他の第三者のあらゆる誤った取り扱い等、当金庫の責によらない事由によって、当金庫が本サービスの提供を行わなかった場合、もしくは誤って提供した場合には、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

(6) 第 2 条第 2 項で定める当金庫所定の利用環境および設定以外で本サービスを利用した結果、情報漏洩等が生じてても当金庫は責任を負いません。

(7) e-Tax との関係

本サービスの提供にあたって当金庫は国税庁と何らの契約を行っておりません。e-Tax の利用についてお客さまと国税庁または税理士等との間に生じた紛議について、当金庫は責任を負いません。

(8) 準用

本条の第 1 項から第 6 項については NTT データについても適用されるものとし、この場合、本条の第 1 項から第 6 項の「当金庫」を「NTT データ」と読替えるものとします。

(9) 他の契約との関係

当金庫は、お客さまが本サービスを利用することによって、当金庫とお客さまとの預金、為替、融資取引等の契約の成立を保証することはありません。

第 11 条 サービスの停止

1. 本サービスの一時停止

当金庫は、e-Tax のサービス停止等があった場合、事前にお客さまに通知することなく、本サービスを一時的に停止できるものとします。

2. 本サービスの停止または廃止

当金庫は、当金庫所定の期間よりも前に、事前の通知をもって本サービスを停止し、または廃止することができます。

3. 本サービス停止または廃止時の免責

前項の場合、お客さまは当金庫に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または破棄によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

第 12 条 禁止行為

お客さまは、本規約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

第 13 条 有効期間

本規約の当初有効期間は申込日から起算して 1 年間とし、お客さま、または当金庫から特に申出のない場合に限り、有効期間満了日の翌日から 1 年間契約されるものとし、以後も同様とします。

第 14 条 その他

1. 本サービスはお客さまが当金庫に申告書を提出する手段として提供するものであり、融資その他の取引に関する申込は別途必要です。
2. 本サービスの利用により融資可否、融資の金利等についてお客さまに対して当金庫の回答を約束することはありません。
3. 当金庫は本サービスの利用を、お客さまに対する融資実行の条件とはいたしません。

第 15 条 準拠法と管轄

本規約は日本法に準拠し、日本法にもとづき解釈されるものとします。本規約にもとづく諸取引に関して紛争が生じた場合には、当金庫の本店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第 16 条 個人情報の取扱

1. 当金庫および NTT データは、本サービスにてお預かりした個人情報について、それぞれが定める個人情報保護に関する規定等に則り適切に取り扱います。また、お預かりした個人情報は、本サービス提供以外の目的のために利用しません。
2. 当金庫および NTT データは、個人情報の取り扱いについて厳正な契約を交わしたうえで、個人情報の取り扱いを第三者へ委託することがあります。ただし、取り扱いを委託するお客さまの個人情報は、本サービス提供に必要な最小限の個人情報のみとし、かつ利用範囲もその範囲に限定されます。
3. 当金庫は、次のいずれかの場合に、お客さまの個人情報を開示することがあります。
 - (1) 法令に基づき開示しなければならない場合(司法機関または警察からの要請に応じる場合を含む)。
 - (2) 当金庫、お客さま、または他の第三者の安全確保などのため、緊急に行動をとる必要がある場合。

第 17 条 反社会的勢力の排除

1. お客さまが次の各号の一つにでも該当し、当金庫が本サービスの提供を継続することが不適切と判断した場合、当金庫は、お客さまに事前に通知することなく、本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - (1) お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ(※)または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当、または次のいずれかに該当することが判明した場合。

※社会運動等標ぼうゴロとは、社会運動・政治活動を仮装また標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあるグループ

 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (2) お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかひとつにでも該当する行為をした場合。

- ① 暴力的な要求行為。
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③ 取引に関して、暴力行為や脅迫的な言動を発する行為。
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
- ⑤ その他前各号に準ずる行為。

以上